

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後												
<p>○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" data-bbox="136 252 1084 355"> <tr> <td>貯金保険機構</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table> <p>【本編】</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ-1-3 検査部局等との連携</p> <p>Ⅲ-1-3-1・Ⅲ-1-3-2 (略)</p> <p>Ⅲ-1-3-3 検査部局による検査終了後</p> <p>(1) 監督部局は、検査書（金融庁においては「検査結果通知書」を指す。以下同じ。）の交付日と原則として同日付けで、信漁連に対し、当該検査書において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めるものとする（参考様式5-4）。また、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。（ただし、農林水産省における水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、水産庁漁政部水産経営課において行うこととし、金融庁検査局検査が行われた場合には、水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、財務省財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、検査書の交付日と原則として同日付けで、検査書における指摘事項の事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めることが望</p>	貯金保険機構	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1115 252 2063 499"> <tr> <td>貯金保険機構</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等活用法</td> <td>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）</td> <td>Ⅲ-1-3-5</td> </tr> </table> <p>【本編】</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ-1-3 検査部局等との連携</p> <p>Ⅲ-1-3-1・Ⅲ-1-3-2 (略)</p> <p>Ⅲ-1-3-3 検査部局による検査終了後</p> <p>(1) 監督部局は、検査書（金融庁においては「検査結果通知書」を指す。以下同じ。）の交付日と原則として同日付けで、信漁連に対し、当該検査書において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めるものとする（参考様式5-4①②）。また、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。（ただし、農林水産省における水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、水産庁漁政部水産経営課において行うこととし、金融庁検査局検査が行われた場合には、水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、財務省財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、検査書の交付日と原則として同日付けで、検査書における指摘事項の事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めることが望</p>	貯金保険機構	(略)	(略)	休眠預金等活用法	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）	Ⅲ-1-3-5
貯金保険機構	(略)	(略)											
(新設)	(新設)	(新設)											
貯金保険機構	(略)	(略)											
休眠預金等活用法	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）	Ⅲ-1-3-5											

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

ましい。また、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。この場合、Ⅲ－１－３－３における以下の規定及びⅢ－１－３－１の規定を準用することとする。

ただし、検査書の中に、下記①から③までに記載するような重大な指摘があるような場合には、必要に応じ、下記（２）（注１）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③までの各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討した上で報告を求めることとする。

①～③ （略）

（２）～（５） （略）

Ⅲ－１－３－４ 貯金保険機構が行う検査との連携

貯金保険機構が貯金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

（１）貯金保険機構が被検査信漁連に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、当該信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には２週間以内）に提出することを、水協法第122条に基づき求めるものとする（参考様式５－４）。

（２）上記（１）の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

（注１）貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

（注２）貯金保険機構との日程調整については、水産庁漁政部水産経営課と貯金保険機構業務部が行うものとする。

ましい。また、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。この場合、Ⅲ－１－３－３における以下の規定及びⅢ－１－３－１の規定を準用することとする。

ただし、検査書の中に、下記①から③までに記載するような重大な指摘があるような場合には、必要に応じ、下記（２）（注１）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③までの各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討した上で報告を求めることとする。

①～③ （略）

（２）～（５） （略）

Ⅲ－１－３－４ 貯金保険機構が行う検査との連携

貯金保険機構が貯金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

（１）貯金保険機構が被検査信漁連に対し付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には２週間以内）に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づき求めるものとする（参考様式５－４③④）。

（２）上記（１）の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

（注１）貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

（注２）貯金保険機構との日程調整については、水産庁漁政部水産経営課と貯金保険機構業務部が行うものとする。

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

(3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに水協法第 122 条に基づく報告書の内容等により、監督部局において問題があるものと判断した場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善を求めるものとする。

(4) 貯金保険機構から、保険料検査において信漁連の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は各種進捗状況等に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果及び水協法第 122 条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、水協法第 122 条に基づき期限を定めて報告を求めものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信漁連の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善を求めるものとする。

(5) 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記（1）から（4）までに掲げた貯金保険機構の行う検査との連携を図ることが望ましい。また、それに伴い、水協法第 122 条に基づく報告徴求及び水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令の発出を行った場合は、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。

(新設)

(3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに水協法第 122 条及び貯金保険法第 116 条に基づく報告書の内容等により、監督部局において問題があるものと判断した場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(4) 貯金保険機構から、保険料検査において信漁連の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査において各種進捗状況等に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに水協法第 122 条及び貯金保険法第 116 条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、水協法第 122 条及び貯金保険法第 116 条に基づき期限を定めて報告を求めものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信漁連の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(5) 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記（1）から（4）までに掲げた貯金保険機構の行う検査との連携を図ることが望ましい。また、それに伴い、水協法第 122 条及び貯金保険法第 116 条に基づく報告徴求並びに水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を行った場合は、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。

Ⅲ－１－３－５ 預金保険機構が行う検査との連携

(1) 預金保険機構が振り込み詐欺救済法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

① 預金保険機構が被検査信漁連に対し、犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、被害回復分配金の支払い手続等の検査結果を通知

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び振り込み詐欺救済法第35条に基づき求めるものとする（参考様式5-4③④）。

② 上記①の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

（注1）預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

（注2）監督部局は、上記のほか、信漁連にかかる情報のうち、被害回復分配金の支払のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。

（2）休眠預金等活用法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

① 預金保険機構が被検査信漁連に対し、休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手續や、支払等業務の委託又は再委託の状況の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び休眠預金等活用法第43条に基づき求めるものとする（参考様式5-4③④）。

② 上記①の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

（注1）預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

（注2）監督部局は、上記のほか、信漁連にかかる情報のうち、休眠預金等に係る資金の移管及び管理、支払等業務の委託又は再委託のため

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>【参考様式】 V その他の様式 4 検査結果に係る報告の徴求 参考様式 5-4①</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>組 合 名 代表理事 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>令和 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を令和 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき報告を求め、令和 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として行政事件訴</p>	<p><u>の整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</u></p> <p><u>（3）都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記（1）及び（2）に掲げた預金保険機構の行う検査との連携を図ることが望ましい。また、それに伴い、水協法第 122 条及び振り込め詐欺救済法第 35 条又は休眠預金等活用法第 43 条に基づく報告徴求を行った場合は、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。</u></p> <p>【参考様式】 V その他の様式 4 検査結果に係る報告の徴求 参考様式 5-4①</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>組 合 名 代表理事 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>令和 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を令和 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき報告を求め、令和 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県を被告として行政事件訴</p>
---	---

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）
 （注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

検査結果に係る報告の徴求（信漁連）

参考様式 5-4②

番 号

住 所
 ○○○信用漁業協同組合連合会
 代表理事会長 ○○○○

令和 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を令和 年 月 日付け○○第号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項（及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 116 条第 1 項）の規定に基づき報告を求め、令和 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知

訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）
 （注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

検査結果に係る報告の徴求（信漁連）

参考様式 5-4②

番 号

住 所
 ○○○信用漁業協同組合連合会
 代表理事会長 ○○○○

令和 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を令和 年 月 日付け○○第号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき報告を求め、令和 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 年 月 日

〇〇財務局長〇〇〇〇
（金融庁長官〇〇〇〇）
農林水産大臣〇〇〇〇

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）

（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

（新設）

った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 年 月 日

〇〇財務局長〇〇〇〇
（金融庁長官〇〇〇〇）
農林水産大臣〇〇〇〇

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）

（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

貯金保険機構等の検査結果に係る報告の徴求（漁協）

参考様式 5-4③

番 号
令和 年 月 日

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

組 合 名

代表理事 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る
検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴組合を検査した結果を○○ 年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 116 条第 1 項の規定に基づき報告を求めたので、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

- ※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。
- ※2 貯金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「貯金保険料の適正性」と読み替える。
- ※3 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第35条第1項」と読み替える。
- ※4 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第43条第1項」と読み替える。

貯金保険機構等の検査結果に係る報告の徴求（信漁連）

参考様式 5-4④

番 号

住 所

〇〇〇信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 〇〇〇〇

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る
検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴連合会を検査した結果を〇〇年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項の規定に基づき報告を求めると、〇〇年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 年 月 日

〇〇財務局長〇〇〇〇
(金融庁長官〇〇〇〇)

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

農林水産大臣〇〇〇〇

- ※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。
- ※2 貯金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「貯金保険料の適正性」と読み替える。
- ※3 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 116 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。
- ※4 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 116 条第 1 項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 43 条第 1 項」と読み替える。

附 則

この通知の改正は、令和 2 年 10 月 7 日から適用する。